

伯耆町食料品等購入助成券取扱店募集要項

本要項は、「伯耆町食料品等購入助成券配布事業実施要綱」（以下「実施要綱」という。）第9条の規定に基づき、伯耆町食料品等購入助成券（以下「助成券」という。）の取扱店を募集するために必要な事項を定める。

1 事業概要

(1) 事業名

伯耆町食料品等購入助成券配布事業

(2) 事業目的

物価高騰の影響を受けている家計への支援の一環として、町民の家計負担を軽減するため、町が発行する助成券を町内の取扱店で利用できるようにするものとする。

(3) 助成券の額等（参考）

助成券は、配布対象者1人につき1万円（1,000円券×10枚）とする。

(4) 助成券の使用期間

助成券を受け取った日から令和8年11月30日（月）まで、取扱店において使用することができるものとする。

2 募集対象

次のすべての要件を満たす事業者を取扱店として登録するものとする。

(1) 伯耆町内に店舗又は事業所を有し、継続的に営業を行っていること。

(2) 主として食料品を取扱う事業者又は飲食を提供する事業者であること。

(例：食料品店、酒店、コンビニエンスストア、ドラッグストア、直売所、宿泊施設等)

(3) 助成券による取引内容が、実施要綱第7条第2項に定める使用可能な取引の範囲内であること。

(4) 本事業の趣旨を理解し、実施要綱及び本募集要項並びに町の指示を遵守できること。

3 登録できない業種

次のいずれかに該当する事業者は、取扱店として登録できないものとする。

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に掲げる営業を行うもの。

(2) 公序良俗に反する営業を行うもの。

(3) 不動産、金融商品、たばこ、商品券・切手・郵便はがき及び印紙等の換金性の高いものを主として取り扱うもの。

(4) その他、町長が本事業の趣旨に反すると認めるもの。

4 助成券の使用範囲

(1) 使用できる取引

助成券は、その使用者と取扱店との間の取引においてのみ使用できる。

対象となる取引は、食料品その他取扱店が提供する物品又は役務の提供とする。

ただし、次に掲げるものには使用することはできない。

ア 不動産及び金融商品

イ たばこ

ウ 商品券、切手、郵便はがき及び印紙等の換金性の高いもの

エ 国税、地方税及び使用料等の公租公課

オ その他町長が不相当と認めるもの

(2) つり銭の禁止

取引に使用された助成券の券面金額の合計額が取引の対価を上回る場合であっても、当該超過額に相当する金銭を助成券使用者に支払うことはできない（つり銭の支払いは行わない）。

5 申込方法

(1) 提出書類

取扱店として登録を希望する事業者は、次の書類を提出するものとする。

ア 伯耆町食料品等購入助成券取扱店登録申込書（様式第1号）

イ 口座振込先が確認できる書類（通帳の写し等）

(2) 提出期間

令和8年3月2日（月）から令和8年3月31日（火）までとする。

なお、上記期間を過ぎた場合であっても、令和8年9月30日（水）までは随時受付を行うものとする。

この場合、助成券発送時に同封する利用店舗一覧には掲載せず、町ホームページにおいて利用可能店舗として周知することとする。

(3) 提出先

伯耆町役場 産業課 商工観光室

〒689-4133 伯耆町吉長 37 番地 3

※郵送又は持参により提出してください。

6 登録及び取扱い

(1) 登録

町長は、申込内容を審査のうえ、取扱店として適当と認めた事業者に「伯耆町食料品等購入助成券取扱店登録証」（様式第2号）を交付するものとする。

不相当と認めた場合は、その旨を通知するものとする。

(2) 登録証等の掲示

登録証等は、取扱店であることが分かるよう、店舗の見やすい場所に掲示を行うものとする。

(3) 取扱店の責務

取扱店は、実施要綱第10条に定める事項（主な内容は次のとおり）を遵守しなければならない。

ア 正当な理由なく助成券の受取を拒まないこと（著しく破損・汚損している場合を除く）。

イ 助成券の交換、譲渡及び売買を行わないこと。

ウ 町との適切な連絡体制を構築すること。

エ 使用された助成券を自らの責任で適切に保管すること。

オ その他、町長が事業の趣旨に反すると認める行為を行わないこと。

7 換金手続き

(1) 換金請求

町長は、取引において助成券が使用された場合、当該助成券を受け取った取扱店に対し、その券面金額に相当する額を支払うものとする。

(2) 提出書類

取扱店が助成券の換金を求めるときは、取引により受け取った助成券を添えて、「伯耆町食料品等購入助成券換金請求書」（様式第3号）を町長に提出しなければならない。

なお、助成券裏面の「取扱店記入欄」には、「店名」及び「使用日」を必ず記入するものとする。

(3) 提出期限

助成券及び換金請求書の提出は原則として月1回とし、助成券の利用のあった月の翌月10日までに行うものとする。

(4) 支払方法

町長は、前項の請求内容を審査し、適当と認めたときは、登録申込書に記載された預金口座へ振込みにより支払いを行うものとする。

8 登録取消

取扱店が実施要綱第10条に反する行為を行った場合、町長は取扱店の登録を取り消すことができる。

また、不正な取扱いや虚偽の申請、その他本事業の趣旨に反する行為があったときも、同様に登録取消の対象とする。

9 その他

本募集要項に定めのない事項は、実施要綱及び町長が別に定めるところによる。